



TEL 082-227-3331 FAX 082-227-3453 〒730-0005 広島市中区西白島町 17-18

労働保険事務組合 鯉城経営者協会

ホームページ <http://www.yoshidaroumu.com> E-mail yr@yoshidaroumu.com

平成29年4月1日より雇用保険料率が引き下げられます

平成29年4月以降に支払われる給与・賞与の計算時にご注意下さい。

事業の種類	被保険者負担分 〔給与・賞与より 控除する料率〕	事業主負担分	雇用保険料率 (被保険者+事業主分)
一般	1000分の3	1000分の6	1000分の9
建設業	1000分の4	1000分の8	1000分の12
農林水産業 清酒製造の事業	1000分の4	1000分の7	1000分の11

平成29年4月から、短時間労働者の社会保険適用対象が広がります

平成29年4月1日から、厚生年金保険の被保険者数が常時501人以上の企業に勤務する短時間労働者に加え、**被保険者数が常時500人以下の企業のうち、次のアまたはイに該当する事業所に勤務する短時間労働者も厚生年金保険・健康保険の適用対象となります。**

【新たに適用拡大となる事業所】

次のア又はイに該当する、**被保険者が常時500人以下の事業所**

ア. 労使合意（働いている方々の2分の1以上と事業主が社会保険に加入することについて合意すること）に基づき申出をする法人・個人の事業所

イ. 地方公共団体に属する事業所

※勤務時間・勤務日数が常時雇用者の4分の3未満で、以下の①～④全ての要件に該当する方

- ①週の所定労働時間が20時間以上であること
- ②雇用期間が1年以上見込まれること
- ③賃金の月額が8.8万円以上であること
- ④学生でないこと

○「被保険者数が常時501人以上の法人・個人の事業所」、「労使合意に基づき申出をする法人・個人の事業所」及び「国・地方公共団体に属する全ての事業所」で、短時間労働者に該当する方を採用された場合は短時間労働者の資格取得届の提出が必要です。

【労使合意に基づき申出をする場合の手続きについて】

- ・平成29年4月以降、労働者の同意を得たことを証する書類（同意書）を添付の上、本店または主たる事務所の事業主から「任意特定適用事業所申出書／取消申出書」の提出が必要です。
- ・「任意特定適用事業所申出書／取消申出書」、「同意書」の様式及び労使合意のQ&Aは機構ホームページに掲載されています。

医療機関の窓口で支払う金額を抑えるために 限度額適用認定証をご利用ください。

限度額適用認定証とは・・・医療機関でのお支払いが自己負担限度額までで済みます

入院する必要がある
ので医療費の
支払いが心配だ・・・

月々の外来診療の
医療費が高額に
なりそうだ・・・

保険証と併せて
限度額適用認定を
病院に提示すると

各医療機関ごとの
窓口でのお支払いが
「自己負担限度額」
までとなり
**窓口でのお支払額が
軽減されます！**

医療機関窓口でのお支払いが高額な負担となった場合には、ご申請により自己負担限度額を超えた額（高額療養費）が払い戻されますが、窓口での医療費の支払いは大きな負担になります。

そこで、70歳未満の方が入院や外来で診療を受ける場合に、限度額適用認定証を保険証と併せて医療機関窓口提示すると、入院時等の1カ月（1日から月末まで）の窓口※1でのお支払いが自己負担限度額までとなり、**窓口でのお支払額が軽減されます。**

なお、70歳以上の方は「高齢受給者証」を保険証と併せて提示することにより、窓口でのお支払いが自己負担限度額までで済みます。

※1 保険医療機関（入院・外来別）、保険薬局等それぞれで自己負担額を計算します。

※2 自己負担限度額は、協会けんぽのホームページをご覧ください。同月に入院や外来で複数受診がある場合などは、高額療養費の申請が必要になることがあります。（保険外負担分（差額ベッド代など）や入院時の食事負担額等は対象外です。）

実際にどれくらい窓口負担になるの？

「総医療費※1 100万円」 区分ウ※2 窓口負担：3割の場合（70歳未満の方）

限度額適用認定証を**利用する**場合

自己負担額 **87,430円**を支払

$80,100円 + (総医療費 1,000,000円 - 267,000円) \times 1\%$

高額療養費の払い戻し分（212,570円）が医療機関窓口で清算されるため、**窓口でのお支払いが自己負担限度額までで済みます。**

限度額適用認定証を**利用しない**場合

自己負担額 **300,000円**を支払

総医療費 1,000,000円 × 3割

高額療養費支給申請書をご提出すると、**あとで212,570円が払い戻されます。**
（払い戻しまでに3～4か月かかります。）

※1 総医療費とは保険適用される診療費用の総額（10割）です。

※2 被保険者の所得に応じた「区分」が決まっており、自己負担限度額が異なります。自己負担限度額については、協会けんぽホームページをご確認ください。

子ども・子育て拠出金率が改定されます

平成29年4月分（平成29年5月31日納期限）から、仕事と子育てとの両立に資する子ども・子育て支援の提供体制の充実を図るため、子ども・子育て拠出金率が、**1,000分の2.3(0.23%)**に改定されます。（これまでは1,000分の2.0(0.2%)）

※ 今号の詳細については、当事務所の担当者までお問い合わせください。